

令和5年度

大阪大学フェロースイプ創設事業  
受給ハンドブック

(フェロースイプ生用)

大阪大学  
令和5年4月

## 目次

1. フェローシップの概要	3
2. フェローシップの支給金額	3
3. フェローシップの受給資格	3
4. フェローシップの採用手続き	3
5. 採用及び支給の決定	3
6. フェローシップ生氏名の公表	3
7. 研究専念支援金支給日	4
8. 研究費の使用について	4
9. フェローシップの資格失効（辞退含む）・停止・再開	4
10. フェローシップの継続手続	5
11. 研究専念支援金に関する税金の納付等	5
12. 社会保険	6
13. 競争的資金への応募の伺い	7
14. 研究専念支援金受給（停止）証明書（和文・英文）	7
15. その他	7

## [様式]

1. (様式1) 資格確認調書兼誓約書	8
2. (様式2) 研究計画書	9
3. (様式3) 実績報告書	10
4. (様式4) フェローシップ辞退願	12
5. (様式5) 支給停止申請書	13
6. (様式6) 支給再開申請書	14
7. (様式7) 競争的資金等応募の伺い	15
8. (様式8) 研究専念支援金受給（停止）証明書交付願	16

## [参考]

研究専念支援金フェローシップ生用手続きチェックリスト（新規採用者用）	17
------------------------------------	----

## フェローシップについて

### 1. フェローシップの概要

フェローシップ創設事業は、修士課程又は博士課程の前期課程から博士課程の後期課程に進学する優秀な人材の確保を図るため、研究に対する意欲を有し、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出の重要な担い手となる本学の博士課程の後期課程進学者に対し、安定的に研究に専念できるよう、研究専念支援金（生活費相当額）と研究費からなるフェローシップの支給とキャリアパス支援へ向けた取組みを行うことを目的としています。

### 2. フェローシップの支給金額

フェローシップの支給金額は、フェローシップ毎に異なります。支給決定通知書をご確認ください。

### 3. フェローシップの受給資格

フェローシップの受給資格については、「大阪大学フェローシップ創設事業に関する規程」（以下「規程」という。）第4条を参照してください。なお、受給資格の重要な点は次のとおりです。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されていないこと。
- (2) 国費留学生として日本政府（文部科学省）奨学金を受給していないこと。
- (3) 留学生として外国の政府等から奨学金を受給していないこと。
- (4) フェローシップ以外で本学が実施する奨学金等を受給していないこと。ただし、本学が設ける基金等による奨学金等であって、授業料を援助するためのものを除く。

大阪大学授業料免除等制度による入学料免除・収納猶予、授業料免除・収納猶予・分納については、研究専念支援金を受給している場合でも申請条件を満たせば、申請することができます。

（問合せ先：吹田学生センター授業料免除担当 [gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp](mailto:gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp)）

### 4. フェローシップの採用手続き

各フェローシップでの選考後、採用手続きのため、合格者は速やかに以下の書類を提出してください。

#### 【採用手続書類】

- ・（様式1）資格確認調書兼誓約書
- ・（様式2）研究計画書
- ・振込依頼書 ※自筆の場合、フリクションペン等の摩擦により消える筆記具は使用不可です。  
外国人留学生の方は、通帳の氏名及び口座番号が記載されているページの  
コピーを添付してください。

### 5. 採用及び支給の決定

採用手続書類に基づき、決定者には以下の書類を交付します。なお、受給までに必ず本ハンドブックを熟読しておいてください。

#### 【交付書類】

- ・採用決定通知書
- ・支給決定通知書（年度ごとに発行）

### 6. フェローシップ生氏名の公表

採用手続完了後、受給開始までに、各フェローシップホームページ等において、フェローシップ受給者（以下「フェローシップ生」という。）の氏名を公表します。

## 7. 研究専念支援金支給日

研究専念支援金は、毎月 25 日（土日祝の場合は、前日の平日）に、フェローシップ生から届け出のあった銀行口座に振込むことにより支給します。

年度当初の支給分については 5 月以降にまとめた振り込みとなる可能性があります。

## 8. 研究費の使用について

研究費の使用について、「(様式 2) 研究計画書」の内容をもとにフェローシップ学生と指導教員が相談のうえ、指導教員が予算執行手続きを行うものとします。なお、未使用分については、返還の対象となりますので、ご注意ください。

フェローシップ事業に採択された研究に直接必要な以下の費用にのみ、使用できます。

- 研究上必要な物品の購入
- 研究上必要な出張等の旅費
- 研究上必要な謝金の支払
- 研究上必要な役務にかかる経費

### ・予算執行可能期間

当該年度の 4 月 1 日～3 月 31 日

ただし、1 月 31 日時点で執行金額が確定しているもの（3 月 31 日までに納品や作業が完了することなどが確実なもので、かつ金額が変更にならないもの）に限る。

### ・研究成果報告、予算執行報告

提出期限：当該年度 2 月末日（3 月執行額も含むこと）

提出書類：「(様式 3) 実績報告書」

提出先：各フェローシップ会計担当係宛（以下、「会計担当係」と記載）

※研究費については、本学の会計規程等に基づき適切に管理してください。

※取得価格 10 万円以上で 1 年以上の使用が見込まれる物品は指導教員の研究室の管理物品として資産登録されます。修了後も研究室の管理となるため就職先等で引き続き使用することはできません。大学での管理方法等の詳細については研究科の会計担当係へご相談ください。

※取得価格 50 万円以上で 1 年以上の使用が見込まれる物品は固定資産として扱います。上記に加え、フェローシップ創設事業実績報告時に出資元への報告が必要となるため、購入依頼を行う前にフェローシップ分野担当事務へご報告ください。

## 9. フェローシップの資格失効（辞退含む）・停止・再開

### (1) 資格失効について

フェローシップ生が、以下のいずれかに該当する場合、フェローシップの受給資格を失います。

※詳細は規程を参照してください。

- ・フェローシップ生が在籍する大学院課程を退学又は除籍等、離籍又は本学学生の身分を失った場合
- ・フェローシップ生が、停学又は放学の懲戒処分を受けた場合
- ・フェローシップ生が、休学をした場合。ただし、休学期間が通算 6 ヶ月未満の場合であって、フェローシップ責任者が特に必要と認めるときは、この限りでない。（休学期間中はフェローシップの支給が停止となります。

### (2) 参照

- ・フェローシップ生が、死亡した場合
- ・規程に記載されている申請資格又は受給の資格を満たしていないことが判明した場合
- ・研究上の不正行為を行った場合
- ・公序良俗に反する行為を行った場合
- ・フェローシップの用途が不適正と認められた場合
- ・フェローシップの申請書・研究計画書に虚偽の記載があった場合

## (2) 支給の停止・再開について

フェローシップ生が、以下のいずれかに該当する場合、フェローシップの支給を停止します。  
※詳細は規程を参照してください。

- ・フェローシップ生が、受給資格を失った場合
- ・フェローシップ生が在籍する大学院課程の標準修業年限を超えて在籍することが決定した場合  
ただし、標準修業年限を超えて在籍する相当の事由があるとフェローシップ責任者が認めた場合は、3年を上限とし、支給及び使用を継続することができる。
- ・フェローシップ生が在籍する大学院課程における学業成績及び履修状況が不良であるとフェローシップ責任者が判断した場合
- ・フェローシップ生がフェローシップにおける研究活動を継続しない旨をフェローシップ責任者に申し出た場合
- ・フェローシップ生がフェローシップの支給及び使用の停止を希望する旨をフェローシップ責任者に申し出た場合
- ・フェローシップ生が別に定める事項を遵守できていないとフェローシップ責任者が判断した場合
- ・フェローシップ生が休学したとき、その休学期間が通算6ヶ月未満の場合であって、フェローシップ責任者が特に必要と認め、受給資格を失効としなかった場合

なお、退学を含め自らフェローシップを辞退する場合は、「(様式4) フェローシップ辞退願」を提出してください。

また、自ら停止・再開を申し出る場合は、「(様式5) 支給停止申請書」、「(様式6) 支給再開申請書」を提出してください。

辞退・停止・再開については、各フェローシップ事務担当者に1ヵ月前までに申し出てください。

## 10. フェローシップの継続申請手続

フェローシップの支給期間は採択決定通知書に記載された通りですが、年度単位で資格確認を行うため、次年度に継続して受給するには、改めて手続を行う必要があります。

毎年定められた時期に、書類を配付しますので、継続申請手続をしてください。

### 【継続手続書類】

- ・(様式1) 資格確認調書兼誓約書
- ・(様式2) 研究計画書
- ・振込依頼書 ※記載内容に変更がある場合のみ提出してください。

## 11. 研究専念支援金に関する税金の納付等

### (1) 納税

研究専念支援金は所得(所得区分は「**雑所得**」)となりますので、フェローシップ生各自において所得税及び住民税を納付しなければなりません。税金を納付しなかった場合は、重大な法律違反となるとともに、「公序良俗に反する行為」として、フェローシップの支給停止・返還対象となる場合があります。

なお、研究専念支援金以外にアルバイト等で給与所得を得ている場合、雑所得とは別に手続きが必要となることがあります。必要な手続きについては雇用元にご相談ください。

また、留学生も確定申告を行う必要がありますが、日本国と留学生の母国との租税条約が締結されている場合、租税条約の条文に則って所得税・住民税が減免される場合があります。留学生が確定申告に行く際は「租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)」を記入し税務署へ持参してください。様式は国税庁ホームページに掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/ts306.pdf>

### ①所得税について

フェローシップ生本人が、確定申告によって納税しなければなりません。確定申告の時期は毎年

2月16日から3月15日（土日祝祭日と重なる場合は前後する場合があります。）です。

なお、所得税の確定申告において、研究専念支援金の雑所得としての所得金額は、1年間（1月1日～12月31日）に支給を受けた研究専念支援金の金額から、必要経費を差し引いた金額となります。

そのため、収支状況の記録や書類を保存しておいてください。研究専念支援金の振込状況については、Web上（提出いただいた「振込依頼書」記載のメールアドレス宛に本学の「振込明細」閲覧Webサイトの案内が届きます）で「振込明細」の閲覧及びPDFデータの出力ができます。確定申告の証拠書類とする場合は、同サイトからPDFデータを出力してご使用ください。

所得税及び確定申告の詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は居住地の所轄税務署で確認してください。

## ②住民税（市町村民税、府県民税）について

住民税は、フェローシップ生本人が「普通徴収」方式で納付することになります。普通徴収とは、市区町村から本人宛に届く納付書により各自が納付する方式です。確定申告を行うと、税務署から居住する市区町村へ住民税の支払について通知され、市区町村において住民税額が決定され、翌年度の5～6月頃に住民税の納付書が市区町村（納税者の1月1日現在における住所地の自治体）から本人宛に納付書が届きます。

各種の控除等により税額は異なります。詳細は、居住する市役所等のホームページ又は市役所等の担当窓口で確認してください。

### (2) 税制上の扶養控除申告の取り消し

親又は親族等の税制上の扶養に入っている場合は、研究専念支援金受給等の収入により税制上の扶養控除の要件（年間の合計所得金額が48万円以下）を超えることとなり、原則として親又は親族等の給与所得に係る扶養控除申告の取り消しが必要となります。取り消しの手続きについては、親又は親族等の勤務先により異なりますので、研究専念支援金受給期間、受給月額、必要経費等を十分確認のうえ、親又は親族等に、勤務先で給与所得に係る扶養控除申告の取り消しについて相談いただくようご依頼ください。

## 12. 社会保険

### (1) 健康保険の被扶養認定の取り消し

親又は親族等の勤務先の健康保険に被扶養者となって加入している場合、年収の見込みが130万円以上になると、ほとんどの場合は被扶養者の資格がなくなります。親又は親族等に勤務先で被扶養者の取消を行うようご依頼ください。

### (2) 国民健康保険への加入

(1)にて、親又は親族の健康保険の被扶養者認定を取り消した場合は、フェローシップ生本人が居住地の市町村窓口で国民健康保険の加入手続を取ってください。

### (3) 国民年金

20歳以上になると国民年金の保険料を納付することが義務づけられています。フェローシップ生本人が、日本年金機構から送付される納付書によって納付してください。フェローシップ生本人の前年度の所得が一定以下の場合に在学中の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請している場合でも、研究専念支援金を受給することによって、ほとんどの場合は、「学生納付特例制度」の申請条件を満たさなくなりますので、次年度以降適切に納付してください。

その他、研究専念支援金を受給することによって公的機関等への手続が必要となるかどうかにか

については、各自において確認のうえ、適切な処置を取るようになさってください。

13. 競争的資金等への応募伺い

フェローシップ責任者が特に認めた場合は、競争的資金等を受けて研究等を行うことができます。競争的資金等に応募の希望がある場合は、「(様式7) 競争的資金等応募の伺い」を提出してください。

14. 研究専念支援金受給（停止）証明書（和文・英文）

親又は親族等が勤務先で給与所得や健康保険等の被扶養者の取り消しを行う際、居住地の市町村窓口で国民健康保険の加入手続を行う際等に、当該年度の研究専念支援金を受給（停止）していることの証明が必要な場合は、研究専念支援金の金額・受給期間等を記載した、研究専念支援金受給（停止）証明書を発行します。

証明書が必要となった場合は、「(様式8) 研究専念支援金受給（停止）証明書交付願」により、請求してください。なお、発効には数日要します。

ただし、研究専念支援金の振込状況については、本学の「振込明細」閲覧 Web サイトから「振込明細」の PDF データを出力できますので、確定申告の際には、研究専念支援金受給証明書ではなく「振込明細」の PDF データを出力して申告してください。

15. その他

フェローシップ生には、受給期間中及び受給期間終了後に、キャリアパス等に関する調査への協力依頼を行うことがあります。